

2教総広要第112号の2
令和3年2月18日

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会
事務局長 近藤 徹 殿

東京都教育庁総務部広報統計課長
徳 田 哲 吉

「 特別支援学校教諭 さんへの処分（再処分）発令に関する
質問・要請書」に対する回答について

貴団体から令和3年1月21日付けで提出された標記要請書について、別紙のとおり
回答します。

- 1 2020年12月25日発令の■■■■教諭への2件の戒告処分を①直ちに撤回し、②当人に謝罪せよ。
- 2 2019年3月28日の最高裁の決定により取り消された■■■■教諭への減給処分につき、■■■■教諭に謝罪し、取り消された事実及び謝罪について都教委ホームページなどを通じて対外的に公表せよ。

(回答：1及び2)

個別の教職員の人事に関する事項については、お答えできません（「個別の教職員の人事に関する事項」には、個別の教職員の勤務態度、勤務成績、処分歴やそれらの検討状況に係る情報等を含みます。）。

(所管：人事部職員課)

- 3 2020年12月25日の2件の戒告処分発令の前に、「事情聴取」を行わなかったことに関連して、
 - (1) ① ■■■■さんは行政手続法13条1項に規定する「弁明の機会」である事情聴取の際の代理人弁護士立ち会いを要請し、事情聴取それ自体を拒否したのではないにもかかわらず、事情聴取をしなかった理由を明らかにせよ。
 - ② その経緯と責任者及び決定日を明らかにせよ。
 - ③ 都教委は昨年7月、■■■■さんに7月22日、29日のいずれかでの「事情聴取」を校長を通じて「打診」し、■■■■さんが事情聴取の際の代理人弁護士立ち会いを要請したところ、その要請に何ら答えなかった。一方的に「打診」しておいて、その後、要請に回答さえせず事情聴取への対応を一切明らかにせずに放置してきたことは行政として無責任極まりない。この点につき見解を明らかにせよ。

(回答：3(1)①から3(1)③まで)

個別の教職員の人事に関する事項については、お答えできません（「個別の教職員の人事に関する事項」には、個別の教職員の勤務態度、勤務成績、処分歴やそれらの検討状況に係る情報等を含みます。）。

(所管：人事部職員課)

- ④ ■■■さん本人及び本会がたびたび要請した「事情聴取の際の代理人弁護士立ち合い」を認めない法的根拠を明らかにせよ。

(回答)

教職員の服務事故に係る事情聴取において、弁護士の立会いは認めていません。

なお、都教育委員会は懲戒権者として、服務事故に係る事実関係を確認するため、関係職員等への事情聴取を、引き続き適切に行ってまいります。

(所管：人事部職員課)

- (2) 本会の2020年7月27日付要請書への9月4日付回答において、都教委は要請項目4及び6に係って「…都教育委員会は懲戒権者として、服務事故に係る事実関係を確認するため、関係職員等への事情聴取を、引き続き適切に行ってまいります」と回答した。しかしながら、今回の処分発令は事情聴取を行わず、行政として本会に公的に回答した手続きにさえも違反した。回答違反を本会に謝罪せよ。

(回答)

個別の教職員の人事に関する事項については、お答えできません（「個別の教職員の人事に関する事項」には、個別の教職員の勤務態度、勤務成績、処分歴やそれらの検討状況に係る情報等を含みます。）。

都教育委員会は懲戒権者として、服務事故に係る事実関係を確認するため、関係職員等への事情聴取を適切に行っています。謝罪する考えはありません。

(所管：人事部職員課)

- (3) 2020年1月8日付共産党都議団の申入れに対して、都教委人事部長は前年12月19日の「事情聴取のための呼び出し」（時間切れで実施せず）について「19日の評価と今後については検討中」と回答した。また同年7月下旬には■■■さんが求めている事情聴取の際の代理人弁護士立ち合いについての問い合わせに関して「検討している」（文言は要旨）と回答しているが、実際には、検討結果の報告もなしに処分を強行した。都民を代表する公党への都教育行政としての約束違反と言わざるを得ない。

- ① 検討の結果を明らかにせよ。
- ② 約束違反についての見解を明らかにせよ。

(回答)

個別の教職員の人事に関する事項については、お答えできません（「個別の教職員の人事に関する事項」には、個別の教職員の勤務態度、勤務成績、処分歴やそれらの検討状況に係る情報等を含みます。）。

なお、教職員の服務事故に係る事情聴取において、弁護士の出立は認めていません。
(所管：人事部職員課)

4 12月25日の処分発令について

- (1) 処分発令を、コロナ事態の下で、学校現場が対応に忙殺され続けた2学期の終業式の日である12月25日とした理由を明らかにせよ。
- (2) 当該校校長に、処分発令の予定と係官派遣を伝えたのはいつか、明らかにせよ。

(回答：4(1)及び4(2))

個別の教職員の人事に関する事項については、お答えできません（「個別の教職員の人事に関する事項」には、個別の教職員の勤務態度、勤務成績、処分歴やそれらの検討状況に係る情報等を含みます。）。

(所管：人事部職員課)

- (3) 当日の係官2名は職・氏名さえ明らかにしなかったが、戒告という不利益処分を科す直接の担当者の行動として、非礼かつ異常である。係官2名の職・氏名を明らかにせよ。

この点に関連して、2019年12月26日付要請書で、(12月19日に主に対応した)3名の職員の職・氏名を明らかにするよう求めたところ、翌年1月24日付回答で「組織の一員として業務にあたったものであり…」との理由で回答を拒否した。責任ある「組織の一員としての業務」であればこそ、職・氏名を開示すべきである。都教委は公権力を行使する組織・公人としての責任を自覚すべきであり、回答拒否は許されないことを付言する。

(回答)

個別の教職員の人事に関する事項については、お答えできません（「個別の教職員の人事に関する事項」には、個別の教職員の勤務態度、勤務成績、処分歴やそれらの検討状況に係る情報等を含みます。）。

なお、対応した都教育委員会の職員は、組織の一員として業務に当たったものであり、

個々の職・氏名を明らかにする考えはありません。

(所管：人事部職員課)

- 5 回答にあたっては、教育委員会で検討の上回答することを、またこの間しばしばなされる「個別の教職員の人事に関する事項」を口実とした事実上の回答拒否等をしないよう、あらかじめ要請する。

(回答)

既に方針が決定済みの事項であることから、東京都教育委員会事案決定規程等に基づいて回答します。教育委員会への報告及び教育委員会での審議は行いません。

なお、個別の教職員の人事に関する事項については、お答えできません（「個別の教職員の人事に関する事項」には、個別の教職員の勤務態度、勤務成績、処分歴やそれらの検討状況に係る情報等を含みます。）。

(所管：人事部職員課)